

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

2024-6-14 こども若者シェルターに関する検討会（第1回）

10時00分～12時00分

○河村課長 定刻になりましたので、ただいまから第1回「こども若者シェルターに関する検討会」を開催させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

検討会の座長選任までの間、進行をさせていただきます、虐待防止対策課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、オンラインの会議にて開催をさせていただいております。今回の検討会、傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をさせていただいております。たくさんの現場の支援者の方々等、マスコミの方々も含めて、オンラインで傍聴に御参加をいただいております。傍聴される際のルールとして、オンライン会議の撮影と録画・録音等の転用等に関しましては、傍聴者の皆様、どうぞ御遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料でございますけれども、右上に資料番号を付しておりますが、資料1～6と参考資料1～3の9点がございます。お手元に届いておるかと思っておりますけれども、資料の不足等あれば、チャット等で事務局までお申し付けをいただければと思います。

（中断）

○河村課長 お時間の関係もありますので、本検討会の開催関係について、事務局から簡単に御説明させていただきます。資料1をお手元に御用意をいただければと思います。

まず、検討会の設置の趣旨ですとか検討事項の主なものの御紹介でございますけれども、資料1を御覧になっていただきましたとおり、まさに虐待等で家に居場所がない、非常に困難を抱えているこども・若者が、現状ですと、繁華街であるとか犯罪等に関わりながら何とか暮らしていくという状況があるわけですが、そういった困難を抱えているこども・若者が必要な支援をしっかりと受けられて、寝泊まりがきちんと安全な場所でできて、自立に向けたサポートが受けられるということを目指して、「こども若者シェルター・相談支援事業」を6年度から新規の予算事業として、予算を獲得してスタートしたところでございます。

一方で、今、既に6年度用の予算の要綱は作ったわけですが、私どもも正直走りながら考えているところもございます。現場の皆さんからは親権との関係を踏まえた適切な対応のあり方や、具体的な自立に向けた支援内容等々についてしっかり検討をしていくことが必要ではないかというお声も頂いておりますので、この検討会は、出口として年度内にはガイドラインの策定をしていくことを目標として進めてまいりたいと思っております。

まずはガイドラインが出口ですが、状況によっては、例えば、今既に配布をしている予算の要綱ですとか、状況によっては制度改正等も含めて手当が必要な事項があればしっかりとやっていきたいと思っておりますので、忌憚なく御意見をお出しいただければありがた

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

く思います。

委員の構成は、資料1に書かせていただいておりますので、後ほど御紹介をさせていただきます。

それから、会議の公開関係は、資料1の4番のところに、原則公開というルールを書かせていただいておりますので御参照いただければありがたいと思います。

続きまして、構成員の御紹介をさせていただきます。お時間がタイトでもありますので、大変恐縮ですが、私のほうからお名前を読み上げさせていただきますので、画面上で軽く会釈していただきながら、一言、よろしくお願いしますとか短い御発言でお願いできると大変ありがたく思います。

まず、こどもシェルターの元利用者でいらっしゃいました、阿部構成員でございます。

○阿部構成員 阿部です。よろしくお願いします。

○河村課長 続きまして、東京都の家庭支援課長でいらっしゃいます安藤様でございます。

○安藤構成員 安藤です。よろしくお願いします。

○河村課長 NPO法人くらし応援ネットワークのディレクターの大山様でございます。

○大山構成員 大山です。よろしくお願いします。

○河村課長 明星大学の川松教授でいらっしゃいます。

○川松構成員 川松です。よろしくお願いいたします。

○河村課長 特定非営利活動法人おおい子ども支援ネットの川村構成員でございます。

○川村構成員 川村です。よろしくお願いします。

○河村課長 日本福祉大学の学生さんでいらっしゃって、特定非営利活動法人全国こども福祉センターで活動していただいております、黒田構成員でいらっしゃいます。

○黒田構成員 黒田です。よろしくお願いします。

○河村課長 特定非営利活動法人子どもセンターてんぼの高橋構成員でございます。

○高橋構成員 高橋です。よろしくお願いします。

○河村課長 特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターの田所構成員でございます。

○田所構成員 田所です。よろしくお願いします。

○河村課長 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの棚村構成員でございます。

○棚村構成員 棚村です。よろしくお願いします。

○河村課長 NPO法人チェンジングライフの野田構成員でいらっしゃいます。

○野田構成員 野田です。よろしくお願いします。

○河村課長 上智大学法学部の羽生教授でございます。

○羽生教授 よろしくお願ひいたします。

○河村課長 福岡市こども総合相談センターこども緊急支援課長の濱畑構成員でいらっしゃいます。

○濱畑構成員 濱畑です。よろしくお願いします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

○河村課長 社会福祉法人カリヨン子どもセンターの馬淵構成員でいらっしゃいます。

○馬淵構成員 馬淵です。よろしくお願いします。

○河村課長 大阪府中央子ども家庭センター所長の薬師寺構成員でいらっしゃいます。

○薬師寺構成員 薬師寺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○河村課長 また、オブザーバーとして、法務省民事局にお入りいただいております。

○法務省民事局 法務省です。よろしくお願いします。

○河村課長 警察庁生活安全局人身安全・少年課にもお入りをいただいております。

以上、14名の方に構成員に御就任をいただいております。馬淵構成員は、本日御都合で11時頃に御退席の予定となっております。

事務局を代表いたしまして、支援局長の吉住から御挨拶を申し上げます。

○吉住局長 支援局長の吉住でございます。

「第1回 こども若者シェルターに関する検討会」の開催に先立ちまして、私のほうから一言申し上げます。

本日お集まりの構成員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただき厚く御礼申し上げます。

近年、都市部に虐待等で家庭などに居場所がないこども・若者が集まり、犯罪に巻き込まれる等の問題が生じており、こうした、こども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所の確保が求められています。

昨年夏には小倉前大臣の下、私以下、支援局においても東京都新宿区歌舞伎町の、いわゆるトー横を視察するとともに、支援団体やトー横のこどもたちの懇談を行いました。

こうしたことなどを踏まえまして、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等においても、こうした子どもたちの居場所の確保を図ることが明記され、こども家庭庁において今年度から、「こども若者シェルター・相談支援事業」を創設いたしました。

本検討会においては、今後、各都道府県等において、こども若者シェルターの整備を進めるにあたり、適切な運用が図られるよう親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこどもの権利擁護等について検討し、こども若者シェルターに関するガイドラインを策定することを目的としております。

ガイドラインの策定に向け、構成員の皆様方におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○河村課長 頭撮りはここまでとさせていただきます。報道関係者の皆様、恐縮ですが御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○河村課長 それでは、最初に座長の選任に入らせていただければと思います。

本検討会は、構成員の互選で選任をするということになっておりますが、委員の皆様方に

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

座長の推薦をお願いしたいと思います。推薦のある方、どなたか挙手をお願いできますでしょうか。

○薬師寺構成員 薬師寺です。

調査研究でも座長を務められていた、川松構成員にお願いできればと思います。

○河村課長 ありがとうございます。

薬師寺構成員から川松構成員の御推薦をいただきましたけれども、ほか、ございますでしょうか。

御意見ございませんので、川松構成員、恐れ入りますけれども、本検討会の座長をよろしくお願いいたします。

それでは、川松座長より御挨拶をお願いいたします。

○川松座長 川松です。よろしくお願いいたします。

御指名いただきましたので、座長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

居場所のないこども・若者の支援が大きな課題となっていると思いますので、できる限りよい形でまとめていけたらいいなと思っております。皆様に御協力いただきまして、円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、検討会の運営にあたりまして、座長代理を置かせていただきたいと思います。私としては、棚村先生に座長代理をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。大御所の先生に座長代理というのは大変恐縮に思うんですが、お願いできますとありがたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局から検討会の公開に関して御説明をお願いいたします。

○河村課長 先ほどの資料1の4番のところで少し御参照いただきましたけれども、もう1回確認的に御説明させていただきます。

本検討会の議事資料、議事録、全て原則として公開の取扱いとさせていただきます。公開によって個人情報保護に支障を来す恐れのあるような場合ですとか、自由闊達に意見交換することに支障があると判断されるようなケースがあれば、個別に非公開にする必要があると座長に御検討いただいて、議事を非公開とすることができるものとさせていただきます。

この場合、資料、議事内容につきまして非公開にする必要があるケースについては、その理由を明示をするとともに、座長が認める範囲においての資料、議事要旨を公開をするという取扱いとさせていただければと思います。

以上です。

○川松座長 ただいま御説明いただきましたように進めさせていただいてもよろしいでしょうか。皆様、特に御意見ございませんでしょうか。

ありがとうございます。そのように進めさせていただきます。

それでは、早速今日の議事に入らせていただきたいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

まず、議事（１）の「検討会の開催について」ですが、資料２から資料４について事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（中断）

○河村課長 資料２でございますけれども、事前に構成員の方々、各資料にお目通しいただいていると思いますので、ざっと復唱させていただきます。

スケジュール感としては、今年度末の３月までにガイドラインの取りまとめに至りたいと。それに向けまして、本日第１回でございますけれども、本日は主な検討事項を中心に御議論いただきますので、その後、民間シェルターさんそれぞれ、支援者の方々に構成員にお入りいただいておりますので、ヒアリングを１回目と２回目でやっていければというふうに思います。

それから、第３回の９月から第５回の１１月にかけて、個別の論点について順次御議論いただいて、１２月には第５回までの議論を踏まえた形で事務局のほうからガイドライン案を出させていただきます、その後、自治体と、全国で民間シェルターで取り組んでくださっている皆さんに意見照会をして御意見を頂きたいと思います。頂いた御意見も踏まえて、２月と３月で議論をして、ガイドラインを取りまとめたいというスケジュール感で設定をさせていただきます。

続きまして、資料３が主な検討事項でありますけれども、主な検討事項につきましては、１番の塊が親権との関係、親族法との関係も踏まえて、入所時においてどのように適切な対応が行われるべきかという点でございます。この点について、こども・若者本人との関係として、まず１つ目の○ですけれども、入所に際してどのような対応を行っていくことが適切か。とりわけ説明事項の内容ですとか、こども・若者本人の利用の意思、同意の確認方法等について御議論いただきたいと思います。

続いて、親権者との関係のパーツですけれども、○の上から２つ目でございますが、１８歳未満のこどもの入所に対して親権者にどういう対応が必要か。連絡の在り方として連絡の要否、保護者としての同意取得の要否、また、連絡する内容、方法、タイミング、そして、誰がやるかということですか、あとは、こどもの年齢によって必要な対応が異なりうるかどうか。今までのいろいろな関係の判例ですとか現場の運用ですと、１８歳未満も１５歳のところが一定の節目になった上で、１５歳未満についてどういった対応が考えられるのか、１５歳以上１８歳未満についてどういった対応が考えられるかという辺りについて、よくよく御議論いただきたいと思いますというふうに思っております。

また、こどもが親権者への連絡を拒否する、「親に連絡が行くんだったら自分はここにいない」というようなケースも往々にしてあるわけですが、どういった対応を行うことが適切か。

また、親権者側がこどもがシェルターを使うことを拒んだ場合に、どういった対応が考えられるか。

続きまして、児童相談所との関係性でございますけれども、こどもの入所時に、どんな場

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

合にどんなタイミングで児童相談所への連携を行っていく必要があるのか。とりわけ、虐待防止法等において、虐待の通告義務がありますので、このお子さん、若者は、虐待を受けているなど察知をされたときに、どういうふうに通告義務との関係を理解すべきなのか。その場合において、児童相談所への連絡が必要になるケースとして、どういう場合が考えられるか。

また、下から2つ目の○でございますけれども、児相に連携を図らないといけない状況になった場合、こどもが過去のいろいろな経験等から、児相にも連絡が行くんだったら自分はここにいない、出て行くというふうになってしまうケースもあるわけですが、そういう場合でどういう対応が行うのか。

一番下の○でございますけれども、どういう場合であれば一時保護委託にする必要があるのかという辺りでございます。

2ページ目に入ります。

2番でございますが、こども・若者の住んでいる自治体と現在地、繁華街の周辺であるとか、シェルターが現にあるところの自治体との間の連携に関してです。

1つ目の○は、児童相談所を中心とする自治体間でどう連携をしていくべきか。2つ目の○は、財政負担面において、例えば大阪のグリ下であれば、グリ下に集まってきているこども・若者たちは、大阪市民ばかりではなくて、大阪府民も行っていますけれども、大阪府外からのこどもたちもたくさん集まってきている中で、実情では、その付近のところではシェルター等が支援に乗り出すことが考えられるわけですが、財政負担として、こども・若者の住所地のある自治体との関係性でどういう方法がありうるかという点でございます。

3番目、入所中のこども・若者たちの権利擁護の観点も踏まえた上での、生活上のルールに関する留意事項でございます。

ここに関しましては、そもそもこういった事業の必要性が大きく出てきているのが、こども・若者の中で、過去の一時保護の経験から一時保護は非常につらいと感じて、一時保護への抵抗感の中から、一時保護に至るのであれば、それこそト一横であるとかグリ下であるとかいろいろところで、時には非行犯罪があったとしてもそこに身を置いていくという選択をすることも・若者が現にいる中での事業創設なわけです。

一時保護に関しては、一時保護所の改革も同時に必要ですので、3月末に一時保護ガイドラインを全面的に改定をして、運営上の基準も新たに府令で立てて、今、現場の皆様にも御協力いただいて改革を順次進めているところです。

その見直しのコンセプトとしては、こどもと若者の権利を最大限に尊重して、できる限りこども・若者の心情に沿った対応をしていくということにありますので、そういった考え方も踏まえて、シェルターとして支援をいただく場合の生活上のルール、とりわけ携帯の問題ですとか所持品の問題、それから、通勤通学を含む行動制限関係について、どういった点に留意をすべきかと。

必要最小限に、できる限りこども・若者の意思に寄り添った形になるように注意をしつつ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

も、やはり安全とリスクと隣り合わせの問題で、そこがどうしても衝突する部分がございます。ここは、現にいろいろなシェルターで、いろいろな経験の中から方法を模索いただいているところですので、一律にこうという形には恐らくならないと思っております。

こどもと若者の具体的な状況であるとか、それぞれの支援者さんのお考えも尊重した、幅のある方法の中で、しかし、基本的にはこどもと若者の意思ができる限り尊重できるような方法を模索していく。大変難しい課題だと思いますが、現に支援をこれまで経験を積み上げていただいている構成員の方にもたくさんお入りをいただいていますので、幅のあるものがお示しをしていけるといいなと思っております。

3の2番目の○のところは、今のような住所の秘匿等が必要になってくるケースが多い中で、外部への発信が可能な携帯等の問題ですとか、出入りの行動制限の関係について工夫でございます。

その下のところは、学校に在学すべき年齢のお子さんもたくさんいらっしゃるわけですので、適切な教育に対してどういう対応ができるかと。

4番目は、こども・若者のニーズに応じて支援内容、とりわけ入所中の中でも、将来の自立に向けた支援、それから、退所後の支援の留意点でございます。

安全な寝起きができる生活空間というベーシックな提供に加えて、既に予算の要綱の中でもメニューを少しお示しをしています、心理的なカウンセリング等のサポートであるとか、あとは、就労・就学に向けた支援、弁護士によるサポート、役所への同行支援。この辺りも主に自立に向けた支援として必要になってくると思います。

あと、退所先の調整、退所した後についてもよりどころになっていけることが大変望ましいわけですが、どういった支援がどういうタイムスパンで必要になっていくと考えるべきかという辺り。

それから、いろいろな運動支援に対しての留意点について御議論いただきたいと思えます。

そして、5番のところの様々な関係機関との連携の在り方ですとか、連携を強化していく上で効果的な対応、方法論について御審議をいただければと思います。

最後、6番は、こども・若者の支援を必要としている人たちに対する周知の在り方として、住所が秘匿だったり、広報、周知上の難しい点がいろいろあつたりする中で、実際に支援を必要としている人に情報が届くためにはどういう工夫が考えられるかという辺りについて、御議論いただければ大変ありがたいと思えます。

続きまして、資料4は、昨年度、私どもの調査研究事業としてシェルターについての全国各地で既に先進的に取り組んでおられる方々が今どうやっているかという現状をまとめさせていただいたものでございます。

大変長くなっておりますので、説明は基本的に割愛をさせていただきますが、全国で47の施設から情報を昨年末にいただいております、どういう手順でやっているかという基礎的な情報ですとか、保護者の同意ですとか、人権への配慮の具体的な工夫が、3ページ、4

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

ページ辺りにまとめられております。

それから、施設におけるルールの問題が7ページにまとめられております。

また、施設を運用していく上での課題・困難が9ページにまとめられております。

10ページ以降は、ヒアリングの結果として、支援者さんたちがどういう状況でやっていらっしゃるかということですか、実際にシェルターを利用されている若い人たちがどういう思いで使っていて、例えばシェルターに入る前、どういう状況にあったのかという辺りがまとめられておりますので、御参照いただくと大変ありがたいと思います。

資料の御説明は、一旦以上でございます。

(中断)

○川松座長 御説明ありがとうございました。

オンライン会議なのでいろいろ不測の事態が起こりますけど、事務局の方も一所懸命セッティング、今いろいろと工夫されておられますので御容赦ください。

多少前半時間が押してしまいまして、後半、ヒアリングを予定しておりますので、少し短縮させていただくかもしれません。

今御説明いただいたのですけれども、たくさんの課題が広範に提示されておまして、なかなか悩ましい、落とし所を見つけていくのが難しいところも多いと思います。どこのところで設定をしていくかというところでは、いろいろな御意見があるのではないかと思います。

今後、議論しながら整理をすることになりますけれども、現在の時点でこの資料を皆さん御覧になりまして、お気づきの点があれば御意見を頂きたいと思います。総括的な御意見ということになりますけれども、15分程度お時間を取らせていただきたいと思いますので、御意見あるいは御質問等ございましたら、ぜひ御発言いただきたいと思います。

「手を挙げる機能」を使っていただいて、御発言のある方、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

薬師寺委員、お願いします。

○薬師寺構成員 大阪府中央子ども家庭センター所長の薬師寺と申します。

こども若者シェルターに関するこの検討会での主な検討事項案は網羅していただいていると思うのですけれども、我々に関わるこどもたちのこども・若者に関して気になる点がございまして、検討事項に加えていただけたらと思っております。

1点が、親権者等との関係で、こどもが親権者等への連絡を拒否している場合ですとか、親権者等がこどものシェルター利用を拒んだ場合に関連するのですけれども、親権者等がこどもと直接話をさせてもらってからでないとしてシェルター利用を認められないというような事態、私どもも一時保護という場面でそういうことに出会うんですけれども、その際の親権者等に対して面会・通信制限についてはどのような整理ができるかというところについても加えて、法的な立場での検討もお願いしたいと思います。

また、一時保護委託をする場合には、児童福祉法によります医療費、受診券の交付ができ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

るんですけれども、一時保護委託ではないこども若者シェルターの利用の場合、医療が必要な状況で保護される場合もあると思いますので、医療に関してはどのような整理ができるのかという点につきましても検討に加えていただけたらと思います。

以上です。

○川松座長 ありがとうございます。面会・通信制限の件と、医療利用に関する費用負担等も含めてだと思えますけれども、特に一時保護委託でない場合についての整理ということで御指摘いただきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、御指名させていただいて御意見を伺わせていただいてもよろしいですか。

昨年から、検討会で御参加いただいている方の中で、川村委員、いかがですか。全体を通してで結構なのですけれども。

○川村構成員 幾つか気になる点がございましたので、質問させていただければと思います。

まず、実施要綱が参考資料2で示されていると思うのですけれども、これの検討も加えてガイドラインを目指していくという認識でよろしいのでしょうか。

○河村課長 虐待防止対策課長の河村でございます。

まさに川村構成員から御指摘いただいたとおりで、一旦この6年度事業を4月から走らせないといけないので実施要綱をお出ししているのですけれども、まさにこういった検討会の場で、本来であればいろいろな御意見を伺って改良していくべき点を改良していかないといけない。

内容によって、7年度4月からの7年度の実施要綱で改定できるものも恐らく多くあると思いますし、総額の予算の額に跳ねるようなものに仮になりますと、この後、予算要求を8月末までに各省が出して、9月から12月の間に財務省と調整していくので、そういった論点の、言ってみれば察知できるタイミングによっては、ものによっては次の年度、8年度の実施要綱からとなることもありうると思いますが、いずれにしても実施要綱ももちろん必要な改良を加えていきたいと思っています。

さらに、実施要綱以上の、例えば、これはこども・若者によりよい支援をするためには法律の手当が必要だというようなことが仮にあれば、そこも排除せずに十分な御議論をいただければありがたいと思います。

○川松座長 よろしいですか。

○川村構成員 ありがとうございます。そのほかお聞きしたいことがございます。

まず1つが意見です。主な検討事項をいくつか示されておりましたけれども、私のほうでこれも加えてはどうかなという提案が1つございます。資料4で様々な課題が示されていたかと思いますが、その中の人材育成、人材確保とか、あれも検討事項にどこかで加えていただいてもいいのかなと思っております。

例えばですけれども、実施要綱の中で、管理者1名および支援員3名以上、支援員はこう

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

いう要件みたいな。職員に関することを書いてありましたけれども、そういったところについても検討が今後できたらいいのかなと思いました。

あと、確認したいこととして対象についてです。今後の議論になってくるのかもしれませんが、例えば実施要綱の中で、「虐待等によって家庭等で居場所がない」みたいに書かれていますけれども、虐待等の範囲に、例えばヤングケアラーの状態とか児童虐待ではないけれども、経済的搾取も含むという認識でよいのか。あと、家庭等、こどもが、例えば一時保護施設や児童養護施設、里親家庭、自立援助ホーム、ほかのこども若者シェルター、そういったところから避難してきた場合の対応、関係機関との連携についても、今後議論ができるといいかなと思っています。

今の時点で最後ですけれども、文言で気になったところを、忘れないうちに意見を述べさせていただきますと思います。

実施要綱の1ページ目、こども若者シェルターの「事業内容・実施方法」の下の方に、「都道府県等は、こども若者シェルターを利用したいというこども・若者本人の意向があり、身体的・心理的な状態や家庭環境等により、保護者の元に戻すことが難しく」と続いていくんですけれども、「保護者の元に戻す」という表現がちょっと気になりました。今後ガイドラインを作っていくときには、「こども・若者」を主語にして、「元の家庭等に帰ることが難しい」みたいな表現を今後使っていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○川松座長 大切な御指摘ありがとうございました。

人材確保・育成は、去年の調査でも出されておりましたので検討課題かなと思いますし、対象の範囲はどこまでというか、もっと含み込めない事例がないかという点でも検討が必要なのかなと思いますので、事務局のほうでも整理をお願いできたらと思います。

家庭等も、施設等で不適應の場合もありますね。ありがとうございました。

では、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

黒田委員、いかがですか。

○黒田構成員 検討項目ではなくて、ガイドラインを作っていく上での視点みたいなことでも思ったことなのですが、これからたくさんの事柄について検討していく中で、「こどもの安全を守るためにはどうしたらいいのか」みたいな問いが何度も出てくるのかなと思っています。

こどもの安全を守るという1つに、例えばシェルター全体の安全を確保するというのももちろん大切なのですが、それだけではなくて、シェルターに入ること、ただでさえ生活環境が大きく変わってしまうこども・若者の不安を少しでも取り除くとか、心身の健康を保つとか、あと、虐待等から逃げてきたこども・若者が安心していられる場所、ここなら入ってもいいかなと思えるようなシェルターをつくっていくこともまた、こどもの安全、こどもの福祉、権利を守ることだと思っています。

こども基本法にも書かれていますけど、改めて、こども・若者にとっての最善の利益が何

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

なのかというのも念頭に置きながら、こども・若者の権利とか福祉を守るための考え方とか、あと、0か100ではない、バランスの取れた具体的な工夫というのもガイドラインに盛り込んでいけるように、これから検討していければなと思いました。

以上です。

○川村構成員 ありがとうございます。大切な御指摘をいただいたと思いますけど、こども・若者にとって、物理的にも心理的にも安全な環境をどう保障するかということで、支援の中身や、あるいは設置理由などのことも関係すると思いますけれども、今後、ぜひ御意見を頂戴できたらなと思います。

ほかの皆様、いかがですか。

では、もう1人伺ってよろしいですか。阿部委員、いかがですか。

○阿部構成員 今後の検討事項として、今後、話として挙がるかもしれないですけれども、シェルター入所中のこどもについてなんですけれども、例えば入所中のこどもに問題行動があつて、ほかのこども・若者とトラブルを起こしてしまうだとか、精神疾患に限らないですけど、疾患や障害によって、通常、ほかのこどもと一緒に生活する上で何らかの問題が生じてしまうだとか、あるいは妊娠しているですとか、あとは、入所したものの途中で脱走というか、嫌になって逃げ出してしまうような事例もあると思うんですね。

そういった場合にどのような対応をするか。脱走したらそれを探しに行くのか、また戻すのか、あるいはシェルターで暮らすことが難しいのであれば入院ですとか、ほかの場所で対応をするのか。そういったところの検討も今後必要なのかなと考えています。

以上ですが、よろしくお願いします。

○川松座長 様々なシェルターで現実に悩んでおられる、困っておられることも多いと思いますので、今後、検討素材として御意見いただけたらと思います。ありがとうございます。

馬淵さん、お願いします。

○馬淵構成員 今後、実施要綱を変更する可能性があるということなのですが、虐待を受けたこどもで居場所がないというのが前提になっているのですけれども、多分、もっとふわとした理由で家にいられない子がいたりとか、あまり理由がなかったりする子もいると思うのですね。

特に今回のスキームですと親権者の了解を取るという話になっているのですが、虐待を取っているという前提で親権者が、「あなたが虐待しているのでこのシェルターに入ります。了解してください」と言って、「分かりました」なんてなかなかないと思うので、その間口をどうするか。ニーズから考えれば、あまり虐待に絞らずもっと広く、なかなか家にいれないこどもというのを入れるべきなのかなと思ったのが1点。

あとは、入ってくるこどもでも、2、3日、とりあえずかりそめの居場所さえあればいいという人と、ちゃんと自立していきたいと思うような方がいらっしやると思うのですね。そこは全く対応も変わってくると思うので、一緒のシェルターという形でいいのか、あるいは

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

共存できるのかとか、その辺も考える必要があるのかなと思いました。

○川松座長 先ほど川村委員も御指摘いただいたように、対象をどういうふうに考えるかについて、今後皆様から御意見を伺いたいと思います。

それと、いろんなタイプのシェルターが実際にあるので、どこまで含み込めてガイドラインにしていけるかというのは本当に悩ましいと思うのですよね。そういう辺りでも、今後皆様に御検討をお願いしたいと思います。

では、全体的な最初に御意見いただく時間はここまでとさせていただきます、今日は議題（２）でヒアリングが予定されておりますので、ヒアリングのほうに入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

最初に、特定非営利活動法人こどもセンターてんぼの高橋委員から御説明をいただきたいと思います。高橋構成員からは、資料５を提出いただいております。では、高橋委員、御説明をよろしくお願いいたします。

○高橋構成員 よろしくお願ひします。

15分ぐらいの説明、質疑応答15分と言っているのですが、全部話せないで、かいつまんで、あと、補足を入れながら資料に沿って行きたいと思います。

うちの法人は、法人全体の活動としてはこの３つをやっています。今回の検討会の議題の「子どものシェルター運営事業」、「居場所のない子どもの電話相談事業」「自立援助ホームみずきの家」です。１番と３番は、どちらも児童福祉法上の児童自立生活援助事業としてやっています。２番が自主事業になります。

法人の活動履歴を書いているのですが、検討会との関係で言うと、上から４行目、2007年４月にシェルターを開所しています。先ほど言ったように、現在は児童自立生活援助事業になっているのですが、うちが児童自立生活援助事業になったのは2013年４月、つまり2007年から2013年は民間の純粋な事業としてやっていたという経験も一応持っている、そういう法人になります。

支援にあたって大切にしていることは、この３つです。「子ども自身の選択を尊重」、「関係機関との連携・協力」、「子どもが望む限り見捨てない」、この３つで運営をしています。

シェルターの概要です。開始時期は2007年４月、入所定員は男女６名という形で、男子・女子を限っていません。この形式のメリットは、LGBTQの方が来たときに、本人もうちもあまり悩まないで受けられるというのがメリットとなっています。これまでの延べ利用人数は183名です。

シェルターの形態、マンションか戸建てかみたいなこともこども家庭庁に聞かれたのですが、実はそれすら公開していません。秘匿との関係で何を情報として外に出すかというのはかなり厳密にやっていて、それも公開はしてないため、とりあえず「普通の家」という書き方にしています。

平均的な滞在期間は63日、最短の利用者は１泊２日です。最長の利用期間は313日です。最近の傾向を見ても、５か月超える方が年に１人か２人、半年超が数年に１人発生していま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

す。入所者の主訴は、先ほどこちと議論があったのですが、虐待その他で安全・安心な居場所がない。本人にとって安全・安心な居場所がないというところをポイントにして受けています。

入所者の傾向ですが、性別は、183名中、女性166、男性17です。問合せの男女比も女性のほうが多いですが、こんなに極端ではないです。けれども、女性の性被害の方が多いので、そのときに、男女共用だと男性の利用をお断りしていることもあって、このぐらい極端に入所者の傾向が分かれています。入所時年齢は18歳だけでほぼ半数、17～19で4分の3、最年少は13歳、最年長は21歳となっています。

主な支援内容を①から⑥まで書きました。これも先ほどお話に出ていたように、こどもにとって何が安全・安心なのかということとの絡みなのですが、安全な居場所という以上、場所の秘匿というのは大事だと私たちは思っています。それが関係ないこどもいるのですが、家から逃げてくる、親が追いかけてくるこどもにとっての安全な居場所というのは、ここは親にはばれない場所だということが大事だと思っています。

それから、安心できるという意味で、個室であるというだけではなくて鍵がかかるようにしてあって、その鍵は、よほどの必要性がない限りスタッフであっても勝手に開けて入らないということを入所時にこどもに約束をしてあげて、プライベート空間を確保してあげています。

あと、②から⑥書かせていただいています、場所と御飯の提供だけではなくて、相談相手になるとか、受診の同行をするとか、そういうことを大事にした事業をやっています。

次のスライドに行きます。

入所時の説明ですけれども、内容は、本人との関係はここに書かせていただきましたが、検討の関係で必要な情報としては、うちのシェルターは現在、当日とか翌日に入所できているケースは数年に1回です。つまり、相談があつてから入所する日まで数日、長いと数週間あつて話ができるので、その間にこどもによく中身を理解をしてもらって入ってきているというのが現実としてあります。

もちろん当日に入所する場合もあるのですが、こどもにシェルターの内容を説明をしたりして、最終的には直接会って面談で説明して、納得してもらったら利用申込書にサインをもらって入ってもらおうと、そういう流れになっています。

親権者との関係は、中学卒業以上の方に関しては不要と考えています。中学生以下の場合、逆に言うと、うちの場合は今全部児童相談所の一時保護委託で受けています。今回、民法の先生がいらっしゃるので私が言うのはあれかなと思うのですが、一言だけ付け加えると、人身保護法とか人身保護請求の議論をしているときは、10歳ぐらいより上のこどもの意見があれば拘束ではないと言われるので、こどもの意思をそこで取るという選択肢もゼロではないと思うのですが、それは、いろいろ親の言い分も聞いて議論をした結果なので、入所時にこどもの意見だけで10歳とかに下げられるのかというのはちょっと不安があるので、今うちの運用は現実こうなっています。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

それから、こどもが親権者等への連絡を拒む場合は、連絡はしていません。そうでなければ、基本的には入所したあとのタイミングです。入所前には連絡しないです。入所した後には連絡をします。

親権者が利用を拒むとどうなるかということなのですが、ほとんどのケースで親権者は同意しません。御意見は承りますが、対応を特に変えるということはありません。

次のスライドに行きます。

未成年のこどもを受け入れる場合の対応の続きなのですが、児童相談所との関係は協定みたいなルール化もしているのですが、基本的には相談があった時点で児童相談所と情報共有をするようにしています。ただ、こどもが児童相談所への連絡を拒む場合は、当然無理強いはいしないというふうにしています。

一時保護委託になるのはどのケースですかということなのですが、18歳未満で児童相談所が一時保護の必要性を認めた場合になっています。うちに相談が先に来ているケースの場合は、こちらで児童自立生活援助事業でやってほしいという意見を出して、その結果、児童相談所で考えてもらうというふうにしていますので、こちらの意見が一時保護委託でやってほしいというときもあるし、こちらの意見が児童自立生活援助事業でやってほしいという意見もありますが、最終決定権は児童相談所が持っているという状態です。

時々児相のほうで、うちの一時保護所でやりますと言われてしまうケースもあって、そのときに、こどもが保護所だと嫌だというと、またここで話が難しくなったりすることもあります。

次のスライドに行きます。

3番、自治体間の調整ですが、「てんぼ」の場合はちょっと特殊です。所在地は横浜市内ですが、神奈川県は児童相談所設置自治体が、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と5つに分かれています。シェルターの定員を、今、横浜と神奈川と川崎と相模原で分担して持っていて、横須賀市児相だけはシェルターの定員を持っていないのですが、他の児童相談所はこの人数の範囲内だったら自分の枠として使えるようにしています。定員を超える場合は、余っている定員のところと調整をしていくという作業をしています。

神奈川にも県外、東京や千葉からケースが来ることがあるのですが、ケース内容の共有などは、基本的にはシェルター所在地の自治体の児相とやっていますが、割愛の関係があるので横浜の本課にも同時に情報提供して、その県外自治体と横浜で割愛の機能は別にやってもらっています。

居住自治体が異なる場合の関係機関との連携や支援における課題や工夫ですが、シェルターを利用したことがない自治体の児相とのやり取りについては、制度の説明から始めたりすることもあります。

次のスライドに行きます。

シェルターに入所するこども・若者の生活上のルールなのですが、利用申込書で約

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

束してもらっていることが、最初の5つです。「場所の秘密」、「近所や『てんぼ』のほかの人に迷惑をかけない」、「携帯電話はスタッフに預ける」、「外出する場合は夜10時までに帰る」、「『てんぼ』を出て行くのは自由だが、必ずスタッフや担当弁護士に言ってから出て行くこと（黙って出ていかないこと）」です。

5番目のことだけ少し説明をすると、約束事なのですが、逆に、前半にわざわざ『てんぼ』を出て行くのは自由だが」と記述しています。こどもたちは、だまされて一度入ったら逃げられなくなるのじゃないかという不安を持ったりしますので、「出るのはいつでもいいよ。ただ、黙ってでていかないでね」という約束をします。

これとの絡みで言うと、逆に児童相談所から一時保護委託を頼まれる際に、「こどもをここにいさせてください」と児童相談所に言われても、「それは約束できません。うちのシェルターを出て行くのは自由だという前提でこどもに来てもらっていますから、拘束するようなことはしません。それでもよければ一時保護委託にしてください」という説明をしています。

その他、利用申込書に書いてない約束事をここに書きました。

次のスライドに行きます。

権利擁護の観点から、どのような配慮や工夫をしているかというところなのですが、まず入り口、ルールを決めていく上で一番大事なことは所在地の秘匿です。これが絶対的な優先事項だということを前提としてこどもにも説明をしますし、本人が逃げてきている子でなくても、あなたは問題ないかもしれないけど、別のこどもにとっては親が追いかけてくるかもしれないからというふうに説明をして、ここはみんなに理解をしてもらっています。

その上で、「通学や通勤は追跡の危険がない場合は可能な限り認めています。行事等の際に同行支援することもあります」と書きましたが、例えば、ふだんの通学はだめだけど、文化祭だけどうしても行きたいとか、部活の発表会だけどうしても行きたいとか、卒業式だけどうしても行きたいという場合は、関係機関の人とシェルタースタッフと子ども担当弁護士と人を動員して、何かがあったときに保護できる体制を整えて、行かせられるときは行かせてあげたいみたいなことをやったりします。

それから、安全が確認できれば1人での外出を認めています。

私物に関しては、スマホ等の通信手段が付いた機器と刃物類は入所中は預かりで、酒たばこは持ち込み禁止ですけど、それ以外の私物の制限はありません。実際のこどものほとんどはお財布を預けますが、預けることも強制ではないので、お財布を本人が自分の部屋管理にすることもできるというルールにはしています。あと、精神科の薬は預かりになります、そういう意味で言うと。それ以外の私物は自由です。

あと、下に書いていますが、娯楽用のタブレットとテレビのYouTubeは朝から23時で、夜は回収しています。

あと、個別対応しているということをこどもにもはっきり言って、あなたにとってオッケ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

一なことが別の子にとってだめな場合もあるし、別の子にとってオッケーなことがあなたにとってだめな場合もある。それは事情が違うから納得してねということを前提にやっています。

次のスライドに行きます。

提供している支援内容や各種支援を行うにあたって共通していることは、最初にした重大にしていること3つと同じです。

その次、2つ目○に行きますが、入所中に何が効果が高いのかということなのですが、一番やってあげなきゃいけないことは退所先の確保です。行き場がなくなって来ているわけですから、御飯食べさせて部屋にいただけでは問題は解決しないので、次にどこで生活をすればいいのかということがない限りは来た意味がなくなってしまう。それから、退所後の生活の見通し、そして、退所後の支援体制の構築。この3つをやるということが、今の私たちにとっての一番大事なことかなと思っています。

課題に感じている支援内容は、そういう意味で言うと退所先の社会資源の不足です。出て行く先が、今、ほぼほぼ自立援助ホーム1択で、仕事ができる子だったら仕事を探してアパートに出るという選択肢もあるわけですが、そうでない子どもたちの退所先がすごく困ります。

それから、うちが今できていないことは、まさにこの検討会の議論になっているトー横とかグリ下のようなところから、緊急短期で使いたいということもがいた場合に、これがどうしてもできていません。その理由はここに書いたとおりなのですが、場所の秘匿を守るということは、本人にもよくよく考えてここに来るというふうに納得してもらわないとならないわけなので、そうすると、背景とか意思確認がどうしても慎重にならざるを得ない。その結果として緊急短期が受けられないという、そういう分析を今私たちはしています。

入所期間や回数の考え方ですが、先ほど言ったように、長い子どもだと半年ぐらいいるのですけれども、一方で、シェルターという制限された場所で過ごすことは、こどもの成長発達にとってマイナスな面もあると考えているので、適切な退所のタイミングというのは非常に悩みます。それから、再入所はだめだとは言っていないので、時々再入所してくるケースもあります。

あと、退所後の支援期間の考え方なのですが、退所時に支援計画を立ててアフターケアとして正式に関わる場合も一方で始めているのと、それとは別に、退所者が誰でも参加できる毎月のカフェとか「OBOG会」みたいな名目にして、みんな来ていいよというところでそれぞれの方の状況をキャッチして、必要になったらまた支援者に呼びかけるみたいなことをやっています。

次のスライドに行きます。

連携を行っている主な機関は、児童相談所が一番ポイントになっていますが、うちは、市町村のこども家庭課、それから女性相談員さんとの連携も結構多くて、こちらからの相談も入ります。学校は県内の全高校に電話相談カードを毎年配付しています。学校からの相談も

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

一定数入っています。最近、大学生に関して、大学から相談が来ているケースも時々発生しています。

それと、女性相談所とも連携をされていて、女性相談所に入ったけど、18歳だから本当は「てんぼ」でやってもらったほうがいいんじゃないかという連絡が来ることもあるし、逆に、うちがすぐ受けてあげたいのだけど、今は受けられないから少し女性相談所で待っていてもらうということで本人に納得してもらって、両方行ったり来たりするケースも出てきます。あとは、弁護士が持ち込んでくるケースがあるという感じです。

次のスライドに行きます。

シェルターの周知活動についてということなのですが、うちは今電話相談という形でやっていますが、電話という手段が今のこどものニーズに合っているのかというのはちょっと悩んでいます。一方で、LINE相談では短時間で詳しい事情のやり取りは難しいだろうなと思っていて電話のメリットを感じているので、どういう入り口を用意してあげるとこどもにたどり着くのか、一番いい手段が分からないなというのが正直なところなんです。

2番目のポイントで書いたように、最近入ってくるこどもに聞くと、たどり着くまで大変だったと。どこに逃げていいか分からなかったと言っているこどもたちが結構いるので、どんなものをやるにしても、どうやって当事者に周知するのか、広報をどうやるのかというのはすごく大事だなと思っています。

あと、単純に周知すればいいというものではないと思っているのは書いたとおりなのですが、うち、電話相談は年間100人とか120人とかかかってくるのですが、現実のうちが今受け入れられているケースは10件とか12件とか15件とかその程度なので、断っているケースが発生しているということです。

以上になります。

○川松座長 高橋委員、簡潔におまとめいただきましてありがとうございます。

質問時間を10分程度取らせていただきたいと思いますのですけれども、皆様、御質問ございましたら挙手機能で御発言いただきたいと思います。よろしくお願いします。

棚村先生、お願いします。

○棚村構成員 高橋さん、分かりやすい御説明をいただきましてありがとうございました。

私のほうからお聞きしたいのは、利用を申し込まれる対象になる方の中に、外国籍のおさんは含まれているかというのが第1点です。

それから、本人に入所の前に約束事を御説明をされるときに、幾つか大切なポイントになっているところをお示しいただいたのですが、年齢とか当事者の置かれた状況によってどこまで踏み込んで説明をして約束をしていただくかとか、どこまでお話を聞けるかとか、微妙なところがあると思います。

私どもの今後の検討課題としまして、本人の自立性とかプライバシーとか人格の尊重、自由を守るという部分と、それから、関係機関は、もちろん行政は行政でありますし、民間シェルターは民間シェルターでこどもや若い人を保護したり、あるいは支援をする中で、最低

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

限のルールづくりをしないと、中でトラブルがあったりいろいろすると思います。

その入り口の段階での接し方というのは、自由を認め、かつ居場所として秘匿性というお話もありましたが、本人を周りから守るという視点と本人たちに適切な支援を提供する面もあり、それから、いろいろな人につなげるという意味で、保護者とか親権者との関係もありますし、行政や関係機関との関係もあると思います。そこで、入所時に約束事とかいろいろなことを御説明をされるときに、本人の状況をどの程度聞くのかということのも結構重要なことだと思います。本人の保護とか支援につなげるためには、いろいろ聞かなければならないかもしれませんが、あまり細かく聞きすぎると、警察とか児相とかいろんなことと同じで、非常に面倒くさいと思われないようにしなければならないので、そのバランスをどうされているのか。

以上の2点、外国籍の方が支援対象として出てこられているのかということと、もう1点は、繰り返しになりますけど、入所のときにいろんな問題が出てくるときに、年齢というのはかなり重要な要素になってきて、先ほど、10歳ぐらいまでは人身保護法とおっしゃっていましたが、法的に問題になったときに、家裁もそうなのですが、10歳以上になるとお子さんの意向ということになって、10歳未満だと心情といいまして、言語的な表現とか判断をする力の問題との関係があるために実務上は分けて表現しています。先ほどのお話でも、入所されたときの年齢が比較的高い方の場合には本人に御説明をするわけですが、それが低いということになると、何歳辺りでどういうふうに配慮すべきかというのは、むしろ法律家である我々に期待されているところだと思います。

だいたい遺言も、それから養子縁組も、15歳になると民法上は自分で判断できるということになるので、15歳というのは1つのラインとして、一定の判断ができるかできないかというのは法律的にはそれが目安になっています。もちろん本人の判断力とかそういうものについては個別に検討しないと、いろんな影響を受けやすい人もいれば、そうでなくて、小さい年齢の人でもはっきりとした判断ができる子もいるわけです。

ちょっと余計な話になりましたが、2点、外国籍の子がいるのかと、年齢とか理解力等に応じて入所時にどんなふうに約束事とかいろんなものを御説明されて、同意をどのように取ると入っていただけることになるのか。年齢によってももちろん違うと思うのですが、一般的に割合年齢の高い方たちも含めて、入所時の御説明と約束というのをどのくらいの形でやっておられるのか。もちろん即日入所というのあれば、数週間かけて入所準備していただくというのとかがいろいろとおありだと思います。

すみません、長くなりました。2点お願いします。

○高橋構成員 まず1点目、外国籍もしくは外国ルーツの方というのは、統計はすぐに出ませんが、年に1人いるかないかぐらいのペースではいらっしゃいます。日本語がある程度分かる方はいますが、全くわからない方は、うちは今のところいないかなと思います。得意か得意じゃないかで言うと、得意でない方もいらっしゃったのですけど。

先生御指摘いただいたように、個別の御本人の判断能力、理解力ということは、うちも入

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

所時、気にしているので、B1とかB2の方でうちを使った方も何人かいますが、実際に会話をしていてどのぐらい理解をしてもらえるのかということは、こちらも気にしながら面談をして、ルールのお説明をしたり、意思確認の「はい」の言葉の意味をどういう風にイメージされているのかみたいなことのやり取りを丁寧にやるようにしています。現場でどうしても心配になると、このレベルで大丈夫だろうかといった相談が入ってくることもあります。

少なくとも現状でAの方は、まだうちは入ったことないんですけど、お話をして丁寧に時間をかけてゆっくり、こういうことですよという内容の説明をして、「聞きたいことは何かありますか」と質問して、例えば「御飯は全部食べなきゃいけないのですか」と言われたら、「別にそんなことはないですよ」とか、「誰かに連絡をしたくなったらどうすればいいですか」と質問されたときに、「勝手には電話はできないのだけど、相談してくれば安全な方法で連絡がとれる手段を考えてみるよ」と説明をしたりとか、お子さんの質問に答える形でキャッチボールをしてもらって、「あとは大丈夫？じゃあ入る？」という確認をして、最後入ってもらうという流れを基本にしているので、大きいお子さんであっても、年齢が15、16であっても、基本的には同じような対応をしています。

あと、先生の御質問の中にあった、御本人側の事情をどこまで聞くのかということですが、実は聞き取り項目は細かいものが用意されているのですが、それはケースバイケースで、緊急度との関係で全部聞いている場合とそうでない場合がありますが、「居場所がない理由を教えてください」という質問は必ず聞いていて、あなたにとって今居場所がないと思っている理由は何なのかということをお聞きします。

細かい虐待の内容をしゃべる方もいらっしゃるし、そうではなくて、馬淵委員が先ほど言ったように、ふわっとしたことを言う方も中にはいますが、それが居場所がない理由として、少なくとも大人で第三者である我々が聞いて、「あなたは気持ちの上では少なくともそうだね」ということが共有できるかどうかというのは、最低限のラインとして持っているかなと思っています。

以上です。

○棚村構成員　ありがとうございました。

○川松座長　ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

先ほどのAとかB1、B2というのは、療育手帳の程度のことです。

濱畑さん、お願いします。

○濱畑構成員　福岡市の濱畑です。

児相と協定を結んでいるということだったのですが、差し支えない範囲で構わないのでどんな内容なのかということと、それは内容にあるかもしれませんが、一時保護委託をするときは児相の職員がこどもに話を聞きに来たりして、調査して必要性を判断されるのか、それとも、そちらの団体から頼まれたものは内容を信用して委託しているのかということ。さらに、児相が調査しているのであれば、調査の結果、この子は一時保護委託の必要が感じられませんということになった場合、中学生以下でそういうふうにもしなると

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

があった場合、どうされているのかというのを教えていただきたいです。

○高橋構成員 協定は、児童自立生活援助事業になる前に、民間で始めた最初の段階で結んでいます。「てんぼ」は、虐待を受けたと思われる児童を発見したら児童相談所に通告をします。先ほど、河村課長のお話に出ていた通告義務の問題がまず1点目。

2点目は、児相と「てんぼ」は緊密に連絡を取り合って、必要に応じてケース会議を開くなど、連携・協力をして支援をしますということ。3点目が、一時保護委託が必要だと「てんぼ」の側が思った場合には、児童相談所に情報提供して求めることができます。4点目は、児童相談所は「てんぼ」に児童の一時保護を委託することができます。5点目は、「てんぼ」が一時保護委託を受けた児童に関して知り得た情報を児童相談所に提供します。

6点目は、「てんぼ」は前項の情報提供にあたり、児童相談所に対し当該情報を当該保護者児童を含む第三者に開示しないように求めることができます。7点目は、「てんぼ」が児童を支援するにあたり、児相が所有する情報であって、支援に必要な情報の提供を求めることができます。8点目は、「てんぼ」は正当な理由なくその情報を漏らさない。9点目が、相互の連携、情報提供を推進するために連絡調整の会議をしましょう。10点目は、協議書がないことは相談しましょう。この10点で基本構成をされている内容になっています。

一時保護委託についてなんですけれども、こちらがお願いをして、児童相談所はほぼ全件数面接を別に行って、その上で決定を出します。ただ、開始時期をさかのぼって決定を出していただいているかなと思います。つまり、入所が例えば今日だったとして、児相の福祉司が来られるのが明日だったとして、明日の面接で児童相談所の職員が聞いて帰って、明後日会議にかけて結論が出たとしても、入所した2日前に、この日から一時保護委託だよというふうにしてもらっているというのが現実の問題としてあります。ただ、これは全国でもめるところなので、制度化をきれいにやれるのだったら、本当はやってあげたほうがいろんなシェルターにとっていいかなと思っていますところ。

面接をして児相で協議をした結果、一時保護委託をしないとされたケースも過去にはありました。民間の事業でやっているときはありました。その後、児童自立生活援助事業になってからは1件だけあったような気がしますけど、ほぼほぼなくなって、一時保護委託をするか児童自立生活援助事業をかけてもらうか、どちらかでやれているという感じです。

○川松座長 全国こどもシェルターネットのシェルターの多くの団体は、当該自治体と協定を結ばれているのかなというふうに思います。ありがとうございます。

お時間の関係で、「てんぼ」についての御説明と御質問の時間はこれで終わらせていただきたいと思います。高橋委員、ありがとうございました。

2つの目のヒアリングで、本日は、NP0法人くらし応援ネットワークの大山構成員から御発表をお願いしております。大山構成員から資料6を御提出いただいておりますので、大山さん、御説明をお願いいたします。

○大山構成員 くらし応援ネットワークの大山です。時間も限られておりますので、資料に基づいて御説明させていただきます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

まず、スライド1をご覧ください。

くらし応援ネットワークの概要ですけれども、暮らし応援ネットワークは、愛知県名古屋市で事業を行う障害福祉をベースとしたNPO法人です。平成14年に開設され、現在の職員数は119名です。グループホームが9か所、就労移行やB型事業所、生活介護事業所などの日中活動を行う事業所が4か所あります。また、障害のない方でも生活困窮に陥ってしまっている方などを支援している居住支援法人や、少年院や刑務所から出てきた方を支援する地域生活定着支援センターを愛知県から受託して運営するなどしています。

利用者は10代から80代で、現在は200人近くおります。こども・若者の支援としては、児童相談所、保護観察所、少年院から毎年20名前後の支援依頼があるという現状です。

次のスライドです。

当法人のシェルターにおける取組の概要について御説明します。

昨年度から児童相談所からの支援依頼が急増していきまして、その関係で、短期のこどもの受入先として特化したスペースを昨年の10月に設けました。これが当法人のシェルターです。定員は3名で女性専用です。このスペースは、運営が昨年の10月からですので、まだ日が浅くて利用者の延べ人数は9名です。主に中学生から高校生の学齢のこどもを受け入れています。一軒家を利用していまして、2階部分に個室が3部屋、1階部分はキッチンやリビング、トイレ、風呂などの共有スペースです。平均的な滞在期間は2か月です。

このシェルターですが、3部屋中2部屋を名古屋市児相の受入体制強化事業として運営しています。この事業は名古屋市児相が家賃と人件費を負担して、一時保護所になじまないこどもの委託一時保護先として、児相の外にスペースを確保するという事業で、これを受託しています。そのため、入所者の主訴や傾向としては、主に児相の一時保護所になじまないという傾向の子が来ております。

次のスライドですけれども、児相との連携が主ですので、その支援フローになります。本日は細かい説明は省きますので、よろしければお時間のあるときに御覧いただければと思います。

次のスライドに行きます。

未成年のこどもを受け入れる場合の入所時の対応についてです。

入所にあたっての本人への説明は、シェルターでのルール説明、建物内の説明、職員やほかの利用者さんへの紹介で、主に入所初日に行います。シェルターについて説明した後、本当に入所したいかどうか本人の希望を聞きます。本人の入所希望が確認できたら入所となります。

親権者さんとの関係とか児相との関係ですが、児相がシェルターに委託一時保護する場合は、児相がこどもを一時保護する段階で既に親権者さんの同意を得ておりますので、当法人が直接親権者さんに同意を得るとか連絡するとかいうこともしておりません。親権者さんへの連絡は、児相が主体になって行っていると思います。児童相談所との関係ですけれども、委託一時保護の場合は既に児相でケースとして上がっているこどもということにな

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

りますので、それも連絡済みということになります。

3 部屋中 2 部屋が名古屋市児相の事業で、残り 1 部屋を空き室の場合の緊急シェルターとして利用する場合ですけれども、現状は児相に相談して対応しておりますので、こどもと当法人の直接契約でのシェルターの実施は今のところ行っておりません。

次のスライドに行きます。

こどもの居住地とシェルターの所在地が異なる場合ですけれども、名古屋市児相の受入体制強化事業の場合は、名古屋市児相からの委託一時保護であるため、こどもも名古屋市に居住地があるこどもになります。

受入体制強化事業以外の場合ですけれども、名古屋市以外の愛知県内の児相からの委託一時保護も受けておりますので、その場合は委託一時保護の制度を利用して入所してもらっています。しかし、通学とか通所とかに関しては、遠方の場合は対応が難しいことがあります。

居住地が他県の場合というのは、現状では対応経験がありません。

次のスライドです。

入所するこども・若者の権利擁護と生活上のルールについてですが、安全面に配慮しつつ、こどもがどのような生活を送りたいのかを基準に、ルールは個別に設定しています。共通のルールとしては、「他人の部屋に入らない」、「金銭や携帯電話などの貸し借りはしない」、「お酒やたばこは禁止」、「危険物は持ち込まない」になります。

携帯電話の使用は、原則として許可しています。私物の持ち込みも許可していますが、荷物の確認をさせてもらっていて、カミソリとかピアッサーとかの危険物は職員が預かっています。ただ、使うときは渡していますので使用を禁止しているというわけではなく、管理だけ職員がさせてもらっています。ここに書いてないですけれども、先ほどの精神科薬の管理も基本的に職員がさせてもらっています。

所在地の秘匿についてなんですけれども、基本的に秘匿とはしているのですけれども、携帯電話の使用を許可していますので完全な秘匿というのが難しいです。その場合は、入所者のこどもに追跡機能とかがあるから携帯電話を使っていると居場所が分かってしまう可能性があるということは説明していて、それによるトラブルなども説明します。それを踏まえた上で携帯電話の使用を個別にどうするのかというのは、そのこども、こどもで相談しながら決めています。

通学や通所もできます。部活の参加やアルバイトも希望があればしてもらっています。そのために、こどもそれぞれで帰宅時間や生活が違うので門限は特に設けていません。どのような生活を毎日して、だいたいいつ頃帰ってくるのかというのを事前に確認しておりますので、それより遅くなるとか、友達と遊びに行くなどの場合は誰とどこに行くのか、いつ帰宅するのかというのを連絡してもらうようにしています。

できる限り制限を少なくするための工夫としては、シェルターでこどもがどのような生活を送りたいのかという希望をまず聞いて、それぞれのこどもが持っているリスクも含め

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

で、こどもと職員で話し合うようにしています。通学とかアルバイトは外出しますのでリスクが発生しますし、それについて説明して、それでも学校に行くか、こどもと相談することになっています。また、緊急連絡先として当法人の連絡先を伝えておいて、「必要があれば迎えに行くから電話しておいでね」ということも伝えています。

次のスライドです。

シェルターにおける支援内容や支援に当たって留意している点ですけれども、当法人は障害福祉をベースとした法人ですので、本人が権利の主体であること、本人の意思確認や希望を聞くということをととても大切にしています。

児相や親権者さんへの連絡を拒むこどもがいますけれども、未成年者なので連絡をしないと本人の希望がかなえられない場合もあります。「こういう連絡をしないとその希望がかなわないのだけど、どうしようか」というような感じで相談をして、本人の意思確認をすることになっています。

こどもが決めたことを何でも聞くということでもなくて、リスクを踏まえた上で相談ということで、こどもが決断に迷っている場合も相談に乗っています。

シェルター以外で併せて実施している事業ですけれども、冒頭でも御説明させていただきました住宅確保要配慮者居住支援法人というものをしております、身寄りがいないなどの住宅確保要配慮者について、アパート確保、入居時のフォローなどを行う事業です。そもそも一時保護所や施設になじまないという理由で当シェルターに入所してくるこどもが多いので、そういうこどもの退所後の移行先として1人暮らしを支援する場合があるのですけれども、そういう場合にこの事業を利用しています。

あと、こどもの居場所づくりとしてカフェを運営していますので、シェルター利用中からカフェに行ってもらったりして、退所後も、行く場所がないと感じるときはいつでもカフェに来られるということで、当法人とのつながりが維持できるようにしています。

あと、当法人の障害福祉事業所がありますので、障害者手帳を持っているこどもがシェルター退所後の移行先として、当法人の障害者福祉事業所を利用する場合もあります。

課題に感じている支援内容ですが、まれにシェルター利用者さんが友達を連れて帰ってくる場合があります。「この子も行く場所がないのだけど」と言って連れてくるのですけれども、その子に「警察とか児相に電話するね」と言うと、「じゃあいいです」と言われてしまう場合も結構あって、突然シェルターを直接訪問したこどもの保護については、関係機関への連絡とか親権者の同意に関して課題を感じています。

また、先ほど御説明したシェルター退所後の移行先として、16歳とか17歳のこどもの場合に、成人後のことも見据えて1人暮らしに移行していく子がいるのですけれども、もちろん未成年ですので学校に通ったりしていますし、学校に通っていれば生活費を自分で稼ぐということも難しい場合が多いです。そうしたこどもの学費とか生活費の確保とか、定期的な支援を受ける仕組みが不足しているなと感じています。当法人は、委託一時保護を継続してもらったり、居住支援法人の制度を利用したり、訪問看護を付けたりして賄っていますけれ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

ども、しっかりした制度があるといいなと思っています。

精神科病院とか緊急時に対応してもらう婦人科病院との連携も重要だと思っていて、現状では児相を通して受診してもらっているんですけども、広く地域の関係機関と連携が取ればいいなと感じています。

次のスライドです。

当シェルターが連携している関係機関です。名古屋市児相と名古屋市以外の児相、主に児相です。あと、無断外泊を繰り返しているこどもについては、警察と連携するということもあります。医療機関として、通所先で精神科病院のデイケアに通っている子もいますし、訪問看護を受けていたり、婦人科を受診する子もいますので、医療機関との連携もしています。

学校に行っている子も多数いますので、その学校とは職員が連携できて、きちんとこどもが通所しているかとか、円滑に勉強・学習ができるようにということで連携を図っています。当法人のほかの事業所、障害福祉をはじめとして、シェルター退所後の移行先として連携をしています。

次のスライドです。

最後、周知活動ですけども、シェルター自体の周知活動は特に行っていません。

今、主に窓口になっているのが名古屋市児相なので、シェルターの支援とか取組を理解していただいて、シェルターが必要なこどもがいれば連絡いただけるように連携を深めるようにしています。

あと、先ほどもご紹介させていただいた地域のカフェが、支援が必要なこどもの窓口、発見場所となるように活動しておりますので、カフェの周知活動には結構取り組んでいます。

以上が当法人のシェルターの取組報告です。ありがとうございました。

○川松座長 分かりやすくおまとめいただきまして、ありがとうございました。

それでは、大山委員の御発表に対する御質問をお受けしたいと思います。御質問がお客様の皆さん、挙手機能でお願いいたします。

2団体聞いただけでもだいぶ違うことがよく分かりますけれども、それぞれの立場から御質問ございましたらお願いいたします。

では、私から質問させていただきたいのですが、スマホについては特段大きな制限がない中でしてこられて、今までに何か追跡があったとか、スマホでの通信によって何か被害を受けたとか、そういうことがなかったかどうかということと、通学されている中で、帰ってなくなるとか学校でちょっと心配される出来事が起こるとか、そういったことはなかったか。まだ1年でいっちゃうんですけど、事例としてはございませんでしたでしょうか。

○大山構成員 スマホは、中学生の女の子で、本人は知らないのですが、本人の携帯を親が同期していてずっと内容が分かっているという場合があります。本人は知らないのでも好きに使うのですが、本人がシェルターの外に出ると義理の父親が追いかけてくると。

ただ、虐待の対象者ではなくて、どちらかと言えば、「こどもが知らない人と一緒にいる

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

のだけどどうかしてください」といってすぐに警察に通報しちゃうという形になっていまして、こどもがいなくなるのですけど、すぐに警察に保護されるという状況の子がいました。ただ、この子は、警察に通報してくれる親だったのでよかったのですけど、虐待で追跡しているような子の場合は、携帯はやめておこうかということにはしたと思います。

通学に関しては今のところトラブルはなくて、高校は、以前行っていた高校に行ってもらっているのですけど、中学校の場合はシェルターの学区内の中学校を利用してもらっていましたので、近くで通学も問題なかったもので、今のところトラブルはないです。

○川松座長 ありがとうございます。

委員の皆様いかがですか。

安藤委員、お願いします。

○安藤構成員 先ほどに関連して、利用する場合のケースは、全て親が同意しているケースという理解でよろしいでしょうか。親が不同意で、児相として職権保護している場合で委託を受けるということはあるのでしょうか。

以上です。

○大山構成員 児相が親権者の同意を取る方法がいろいろありまして、書面での通知でという場合もあると思うのですけれど、親権者の同意の取り方に関しては児相にお任せしているので、児相の制度内でやられていると思います。なので、親権者の同意なく保護していますってお聞きすることは今のところ一度もないです。

○安藤構成員 ありがとうございます。

○川松座長 ほかにいかがでしょうか。

薬師寺さん、お願いします。

○薬師寺構成員 大山さん、分かりやすく御説明していただきありがとうございました。

始まったところということで、これまで9名の方が利用されたということなのですが、実際には、退所先といいますか、移行先はどういったところが多いのか教えてください。

○大山構成員 退所先ですけれども、1つは障害者福祉の事業所に入られた方が何人かいます。親元に帰られた方もいます。児相の一時保護解除になって、親との家族統合ができたという形で帰られたということです。

あとは、親元には帰せないけど、年齢が16、17で、施設も里親も見つからない。おいおい1人暮らしをしていかないといけないのですという子に限っては、当法人で支援を維持して、シェアハウス、マンションの1室に2人ぐらいでシェアしてもらおうということで支援を続けている子も複数人います。今はそれくらいです。

○薬師寺構成員 ありがとうございます。

○川松座長 野田委員、お願いします。

○野田構成員 御説明ありがとうございます。

スライドの7ページ、「課題を感じている支援内容」についてのことでお聞きしたいのですが、すけれども、本体で2名、名古屋市児相から一時保護で受けてらっしゃるということなので

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

すけれども、待ったなしで行き場がないお子さんがいらっしやる中で、通学している位置情報の方で、近所のシェアハウスなり1人暮らしのところに一時保護を継続しているってことなのですけれども、実質名古屋市児相からの一時保護委託が本体で2名、サテライト的と言いますか、1人暮らしのところでも実質プラス何名という形になっているのが実情という理解でよろしいのでしょうか。

○大山構成員 このシェルターの枠以外に、当法人のグループホームの空き室利用で、ずっと一時保護委託は何人か受けていて、グループホームに入居前提で一時保護でまず入って、サービス利用開始を待ってグループホーム移行していく子もいて、当法人全体でずっと一時保護委託を受け入れております。

たまたまこの事業で空き室を名古屋市児相が確保したいということで、スペースを確保してシェルターという形になっているのですけれども、法人全体としては一時保護委託でお預かりしている子が多いので、そういう意味ではいろんな場所にいます。グループホームの子もいれば、シェアハウスの子もいたり、このシェルターにいる子もいるという形になっています。

○野田構成員 ありがとうございます。

○川松座長 幅広く対応できる体制になっていらっしやるんですね。ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

羽生先生、お願いします。

○羽生構成員 大山先生、ありがとうございました。

私も同じページ、「課題を感じている支援内容」のところからなのですが、広報とか周知とも関わるのですが、お友達を連れてきて、その子が自分からシェルターにつながってくれたケースがあるということだったのですけれども、こういう場所があるなら自分も相談してみたいなと思っている方がいるってということがここで分かったのですが、実際にシェルターの中で暮らしているお友達との間でどういう会話が合ったというか、どういう場所だよというふうに自らつながった子が知り得たのかとか、お分かりになる範囲で教えていただけたらありがたいなと思いました。

○大山構成員 名古屋市にも、大阪のグリ下とか東京のトー横みたいな感じで若い子が集まるスペースがあるのですが、共助の関係が結構あるみたいで、その日行く場所がないという女の子に対して、行く場所がある子が自分の家に連れて来たり、1人暮らししている子が自分のところに連れて行ったりみたいなこともあるのです。

シェルターに入ると、自分は今日行く場所があるよっていうことで行く場所がない子を助けてあげるという共助関係が発生して、「私の部屋で一晩泊まってけばいいじゃん」みたいなので連れてくるのです。多分発見されると出されるとか親に連絡されると思っていて「自分の押し入れにいなさい。御飯、後で持ってくるから」ってやっている子も実はいたことがあって、そのときに事情を聞いて福祉につなげられる場合はしているのですけれども、「連絡しないとイケないのよね」って言うのと「じゃあいいです」と言って、昼間ですと出

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

で行っちゃうということはありません。

ただ、これが深夜の場合出て行かせていいのかということもあって、今のところ経験が1回なので、深夜の場合はどうしたらいいのだろうということは職員の間で議題に挙がっているので、そのときにどういう連絡方法が可能なのかということがはっきりしていくといいなと感じています。

○羽生構成員 ありがとうございます。

○川松座長 悩ましいところですね。ありがとうございます。

田所委員、いかがですか、何か御質問などございましたらお願いします。

○田所構成員 大山委員、ありがとうございます。

次回、私どもも発表させていただくのですが、かなりうちに近いタイプかなと思ってお話を聞きました。

2つ御質問させていただければと思うのですが、1つはシェルターを担当されているスタッフは何名いらっしゃるのかということと、受入体制は24時間対応可能な状態になっているのかどうか、この2点をお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○大山構成員 職員は基本的に専任の職員が2人と、ほかのグループホームと兼務している職員が1人、相談事業をしている相談窓口の職員が1人います。交代制で24時間見るという体制はとっているのですけれども、全員学校に行っていると、日中、職員がいないということもあります。買い物とかそういうことなんですけど、基本的に体制としては、こどもがいれば必ず職員がいるということになっています。

もう1つ質問、何でしたっけ。

○田所構成員 受入が24時間対応かどうか。

○大山構成員 児相からの受入が主なので、児相からの今の受入体制としてお昼前後ぐらいに連絡があって、その日の夕方に入りたいですという形なんですけど、児相から「受け入れてほしいこどもがいるのですけど、何時までだったらいいですか」みたいな事前の連絡があります。事前の連絡があれば夜遅くても待っているのですけれども、急に深夜に電話があって受け入れるということは今のところ一度もないです。

○田所構成員 ありがとうございます。

○川松座長 1つだけ、すみません。

退所後はアパート転宅、1人で暮らされる場合の支援体制というのは、スタッフの方は巡回などされて支援体制を取られるのかということと、家賃とか生活費について、一時保護委託費だけでは足りないと思われるのですけど、居住支援法人の制度を使われても賄えるのかどうか、生活費、あるいは医療費もかかると思うのですけど、どうされているかを伺えたらと思うのですけれども、いかがですか。

○大山構成員 近くでシェアハウスで1人暮らしをしてもらっている子に関しては、定期的に職員が巡回しています。あと、訪問看護さんがついていたり、児相の訪問があったりとかってということで、いろんな大人が訪問できる体制をなるべくつくっておいて、そちらに移

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「こども若者シェルターに関する検討会」ページ (<https://www.cfa.go.jp/councils/kodomo-shelter/01>) からご覧いただけます。

行するようにしています。

費用は、一時保護委託の費用で賄っていますので、委託費の範囲で賄えないということは今のところないのですけれども、ただ、学校に行っている子の学費に関しては親が負担しているということになります。生活費と支援の費用だけでしたら委託費の範囲でできています。

○川松座長 家賃は大丈夫なのですか。

○大山構成員 うちのシステムとして生活保護を基準にして、それで運営ができるように設定してやっておりますので、家賃も含めて光熱費も含めて委託費の範囲でできています。居住支援法人は、そんなにいっぱい費用がもらえる法人ではないので、それで何かを賄うというよりは、定期的な訪問とか支援ができるようにということで利用しています。

○川松座長 ありがとうございます。

お二人から、それぞれの団体の御説明をいただきました。聞きたいことはいろいろおありになったと思うのですけれども、また今後、機会があれば意見交流ができたらいいかないと思います。時間も押してまいりましたので、本日のヒアリングはここまでで終了とさせていただきます。お二人の委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日用意されている議事はこれで終了となります。

では、事務局から次回日程など事務連絡をお願いいたします。

○河村課長 どうもありがとうございました。

次回日程は調整中でございますので、追ってお知らせをさせていただきます。

また、議事に関しましては、次回も引き続き構成員の皆様からのヒアリング、お取組の御紹介を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川松座長 全体を通しまして、何か委員の皆様から一言ございますか。御意見、御感想などございましたら。特によろしいですか。

では、今日の第1回の検討会はこれで閉会といたします。皆様、御出席いただきましてありがとうございます。また、第2回よろしくお願いします。

○河村課長 どうもありがとうございました。

(了)